

(答申第36号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った一時保護の記録に係る個人情報部分開示決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

(1) 異議申立人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成26年8月13日付けで、次のとおり個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

〇〇〇〇の一時保護開始から一時保護解除に関する記録のすべて

2 実施機関の決定

実施機関は、「補助記録、定例会議記録簿、これらに付随する関係資料（心理テストの用紙、報告文書及び〇〇児童処遇専門部会資料等）、保護業務日誌、施設業務日誌、給食指導・検食簿、一時保護児童の健康管理表及びその他保護関係文書（行動観察及び指導経過記録等）」を対象公文書として特定し、これらの各文書に記載された開示請求者以外の個人情報、児童心理司の所見、県と関係機関との電話記録及び〇〇児童処遇専門部会の記録などの情報が、条例第14条第2号、第6号、第7号又は第8号に該当するとして個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年9月25日付け〇〇第169号により異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成27年11月20日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第24条第1項の規定に基づき、平成27年12月9日付け子家第745号で、本件異議申立てに対する決定について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第14条各号該当性について

ア 個人情報に対して県条例の使い方がおかしい。

今回の事案に関して子ども相談センターそのものを否定するものではないが、岐阜

の子ども相談センターの職員の専門性、対応は疑問点が多く、一時保護に関して法律、県条例は関係ないと主張しているが、疾しくなければ児童本人と職員の記録に関しては黒塗りの必要はない。

これでは、子ども相談センターが、どういう扱いをしたのか。どう動いてもらえたのかといったやりとりがわからない。

イ 黒塗りに関しては、約300枚が無関係と思われる。

自分の子ども以外の個人情報と漏れるとまずいことはわかるが、他の子の名前などその情報だけ黒塗りすれば良く、上から下まで真っ黒に塗るのはインクの無駄遣いである。

(2) その他の主張

子供の人権軽視、児童福祉法、県育成条例、また地方公務員法等違反のおそれあり。

また、全国の児童相談所において子どもを捨てる、まして思春期の子どもにすることではなく児童相談所に裏切られたと思う子供の心に傷を負わずまさに精神的虐待、人権軽視であり追及する必要がある。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件異議申立てを容認しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第14条第2号該当性

本件開示請求に係る各対象公文書には、本人以外の一時保護所入所児童に関する記録や定例会議記録、開示請求者以外の者の氏名及び発言等の情報が記載されている。これらはいずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため開示していない。

なお、開示請求者の父親の氏名及び発言内容など基本的には本人が知り得る情報については、開示により個人の権利利益を害するおそれがないことから、開示したものである。

(2) 条例第14条第6号該当性

ア 補助記録、保護業務日誌、施設業務日誌等

児童に対する相談援助を進めるに当たり、児童心理司、保育士等がその専門的見地により児童に対する評価、判定、所見等を率直かつ詳細に記録している。これらを開示すれば、相談援助業務の性質上、児童に今後の援助についての予見を与えることも考えられ、また、児童の認識と異なっていた場合、今後の適正な援助業務が困難になるなど当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあるため開示していない。

なお、その内容が単なる事実を記載したものや一般的に誰もが感じる印象を記載し

たものについては開示したものである。

イ 心理テストの問題用紙、回答用紙、検査結果及び所見

児童心理司が児童に対して実施した心理検査から、児童の能力的特徴や、性格傾向、情緒的な特徴等を把握し、児童の内面について理解したことをまとめ、今後の処遇に役立てるための内部記録等である。そのため、個人の評価、診断、選考、指導、相談等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあるため開示していない。

ウ 医師が本人との面談において作成したメモ

〇〇子ども相談センターの精神科嘱託医が、精神医学的診断や助言等を行うために、児童との面接中にメモをした記録である。これは、個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあるため開示していない。

(3) 条例第14条第7号該当性

補助記録及びこれに付随する関係資料には、警察や本人の通う学校等の関係機関と〇〇子ども相談センターとの面談又は電話による協議内容に関する情報があり、これらの情報は、〇〇子ども相談センターが、一時保護対象児童に対し保護等の適切な措置をとるために、同センターや関係機関以外には漏らさないことを前提として行った面接や協議、連絡、調整等の内容の率直かつ詳細な記録である。

これらを開示すれば、〇〇子ども相談センターに対する信頼が失われ、関係機関との連携がとれなくなったり、また、〇〇子ども相談センターの職員が開示請求があるかもしれないとして、率直かつ詳細な記録の作成を躊躇するようになるなど、対象となる児童の適切な保護、支援等が困難になる可能性があり、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため開示していない。

(4) 条例第14条第8号該当性

補助記録及びこれに付随する関係資料には、〇〇児童処遇専門部会の議事録及び資料等に記載された委員の氏名及び審議内容等があり、〇〇児童処遇専門部会とは、児童の処遇について、非公開で外部委員の意見を聴く場であり、委員の氏名及び具体的な審議検討の内容は、いずれも公表していない。

委員の氏名を開示することで、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、児童の措置に関する率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。また、審議内容についても、開示することにより部会の児童の措置に関する率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれると認められるため、いずれも開示していない。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は異議申立て理由として、①個人情報に対して県条例の使い方がおかしい。②黒塗りに関しては約300枚が無関係と思われる。③子供の人権軽視、児童福祉法、県育成条例、また地方公務員法等違反のおそれあり。と主張している。

①については、すでに説明したとおり、条例第14条に規定する各号の非開示理由に照らした結果の判断であり、違法性は認められない。②については、申立人の請求に係る

対象公文書として、正しく特定されており、申立人が主張するような無関係な文書は含まれていない。ただし、保護業務日誌、施設業務日誌、給食指導簿・検食簿等については、全入所児童の記録がまとめて記載されているため、当該児童以外に関する情報が多く含まれており、大部分が非開示とならざるを得ない。また、心理テストの問題用紙、回答用紙、検査結果及び所見については、前記理由により、ほぼすべての文書を非開示とせざるを得ないことになる。③については、〇〇子ども相談センターが児童に対して行った支援について、各法令に違反しているおそれがあることを主張する内容であり、本件処分とは関わりがないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る個人情報に記載された公文書として、「補助記録、定例会議記録簿、これらに付随する関係資料（心理テストの用紙、報告文書及び〇〇児童処遇専門部会資料等）、保護業務日誌、施設業務日誌、給食指導・検食簿、一時保護児童の健康管理表及びその他保護関係文書（行動観察及び指導経過記録等）」を特定した。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、上記1の対象公文書に記載された個人情報、児童心理司の所見、県と関係機関との電話記録及び〇〇児童処遇専門部会の記録などの情報には、条例第14条の非開示事由（第2号、第6号、第7号又は第8号）に該当するものが含まれているとして本件処分を行ったことから、実施機関が処分理由として摘示する同条各号に則して、本件処分の妥当性について、以下検討する。

（1）開示請求者以外の個人情報（条例第14条第2号）

ア 条例第14条第2号の趣旨

条例第14条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利を害するおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、開示請求者以外の個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第2号該当性

実施機関は、補助記録、定例会議記録簿など全ての本件対象公文書に開示請求者以外の個人情報が記載されている箇所があるとして、当該情報が記載された部分を非開示としたものである。

当審査会が見分したところ、非開示とされた部分には、本人以外の一時保護所における他の児童に関する食事や健康状況を含めた日々の生活の様子、施設内での具体的

な行動や発言及び定例会議における他の入所児童に係る討議概要などが記載されている。

これらの情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる場合を含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第14条第2号に該当する。

(2) 評価等情報（条例第14条第6号）

ア 条例第14条第6号の趣旨

条例第14条第6号は、「個人の評価等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、本人に開示することにより、個人の評価等の過程やその基準等が明らかになり、当該評価等や将来の同種の評価等に著しい支障が生ずるおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第6号該当性

実施機関が、（ア）補助記録、保護業務日誌及び施設業務日誌等、（イ）補助記録等に付随する関係資料のうち、心理テストの問題用紙、回答用紙、検査結果及び所見並びに（ウ）補助記録等に付随する関係資料のうち、医師が本人との面談において作成した記録メモについて、評価等情報が記載されている箇所があるとして、当該情報が記載された部分を非開示としたものであることから、以下順に検討する。

(ア) 補助記録、保護業務日誌及び施設業務日誌等に記載された情報

当審査会が見分したところ、非開示とされた部分には、児童心理司及び保育士等の児童に対する評価、判定及び所見等が記載されている。

これらの情報を開示した場合、相談援助業務の性質上、児童に今後の援助についての予見を与えることが考えられ、また、児童及びその保護者の認識と異なっていた場合、今後の適正な援助業務が困難になるなど当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第14条第6号に該当する。

(イ) 心理テストの問題用紙、回答用紙、検査結果及び所見に記載された情報

当審査会が見分したところ、非開示とされた部分には、児童心理司が児童に対して実施した心理検査から、児童の能力的特徴や性格傾向、情緒的な特徴等を把握し、児童の内面についてまとめた記録等が記載されている。

これらの情報を開示した場合、児童及びその保護者の認識と異なっていたときには、今後の適正な援助業務が困難になるなど当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第14条第6号に該当する。

(ウ) 医師が本人との面談において作成した記録メモに記載された情報

当審査会が見分したところ、非開示とされた部分には、〇〇子ども相談センター

の精神科嘱託医が、児童との面接中に聴き取った内容や所見等を率直に書きとめた記録が記載されている。

これらの情報を開示した場合、当該嘱託医の相談時における視点や率直な所見が明らかとなることから、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第14条第6号に該当する。

(3) 事務事業情報（条例第14条第7号）

ア 条例第14条第7号の趣旨

条例第14条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共団体（以下「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、事務又は事業の性質に着目し、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第7号該当性

実施機関は、補助記録及びこれに付随する関係資料には県の事務事業情報が記載されている箇所があるとして、当該情報が記載された部分を非開示としたものである。

当審査会が見分したところ、非開示とされた部分には、本人の通う学校や警察等の関係機関と〇〇子ども相談センターとの面談又は電話による協議内容に関する情報が記載されている。

これらの情報を開示した場合、関係機関からの〇〇子ども相談センターに対する信頼が失われ、関係機関との連携がとれなくなったり、また、〇〇子ども相談センターの職員が開示請求があるかもしれないとして、率直かつ詳細な記録の作成を躊躇するようになるなど、対象となる児童の適切な保護、支援等が困難になる可能性があり、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第14条第7号に該当する。

(4) 審議・検討等情報（条例第14条第8号）

ア 条例第14条第8号の趣旨

条例第14条第8号は、「県の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、県の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。

イ 条例第14条第8号該当性

実施機関は、補助記録及びこれに付随する関係資料には審議・検討等情報が記載さ

れている箇所があるとして、当該情報が記載された部分を非開示としたものである。

当審査会が見分したところ、当該公文書には、〇〇児童処遇専門部会の委員の氏名及び具体的な審議検討の内容が記載されている。

これらの情報を開示した場合、部会の判断する児童福祉に係る措置の内容が、児童及びその保護者の認識と異なっていた場合、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、児童の措置に関する率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第14条第8号に該当する。

3 結論

以上のとおり、本件処分で非開示とされた情報は、条例第14条第2号、第6号、第7号又は第8号の非開示事由に該当すると認められる。

なお、異議申立人のその余の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではないことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成27年12月9日	諮問庁から諮問を受けた。
平成28年1月12日	諮問庁から部分開示決定理由説明書を受領した。
平成28年1月20日	異議申立人に部分開示決定理由説明書を送付した。
平成28年2月2日	異議申立人から意見書を受領した。
平成28年2月15日	諮問庁に意見書を送付した。
平成28年3月3日 (第69回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成28年3月30日 (第70回審査会)	諮問事案の審議を行った。 異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述を行った。
平成28年4月27日 (第71回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会女性部連合会	
会 長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)